介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント　重要事項説明書

1　事業所が提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。
ご不明な点等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

【連絡先】　＜本部＞電話：０４２－４５１－５１２１　　ＦＡＸ：０４２－４５１－５１２３
＜幸町＞電話：０４２－４７０－８１８６　　ＦＡＸ：０４２－４７０－８１８８

2　東久留米市中部地域包括支援センター（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業所）の概要

（1）　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	東久留米市中部地域包括支援センター本部	東久留米市中部地域包括支援センター
所在地	東久留米市南沢５－１８－３６	東久留米市幸町１－１９－５
介護保険指定番号	介護予防支援（東京都　　１３０４８０００３８号）	
サービスを提供する地域	本町・幸町・中央町・南沢・ひばりが丘団地・学園町・南町・前沢 1～3 丁目	

（2）　同事業所の職員体制

職種	人数	職種	人数
管理者（兼務）	１名	介護支援専門員	１名以上
保健師・看護師	１名以上	生活支援コーディネーター	１名
社会福祉士	１名以上	事務職員	１名以上
主任介護支援専門員	１名以上	－	－

（3）　営業時間

月曜日～土曜日：午前９時～午後５時３０分

※上記営業時間外であっても、緊急電話は受け付けています。
※営業をしない日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、並びに１２月２９日から１月３日まで

3　介護予防サービス・支援計画書の作成等の委託について
当事業所は介護予防サービス・支援計画書の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者に委託する場合もあります。この場合、委託先の事業者名及び担当者名をお知らせします。

4　ご利用料金
（1）　基本利用料　　４，８８４円
【加算・減算一覧】

介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇改善に関する計画を策定し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定します。（所定単位数の２．１％）
初回加算	新規に介護予防サービス計画を作成する場合に算定します。（３，３１５円）
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置(虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。
業務継続計画未策定減算	感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合は所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。
委託連携加算	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業所との情報提供をした場合に算定します。（３，３１５円）

要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、**原則自己負担はありません**。
但し、保険料の滞納等がある場合には１ヶ月あたりについて上記の料金を頂き、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を東久留米市の窓口に提出しますと、後日払戻となる場合もあります。
※今後、介護保険法の改正等があった場合は変更の可能性があります。

（2）　解約料
契約後、ご利用者様のご都合によりサービス計画作成段階の途中で解約した場合、解約料として４，８８４円を頂きます。（サービスの提供の状況によって加算・減算があります）
但し、保険者（区市町村）へ給付管理票を提出した後に解約した場合は料金は一切かかりません。

（3）　その他
料金が発生する場合、月ごとに清算し、毎月お支払いいただきます。

5　サービスの利用
（1）サービスの利用開始
まずは電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。
（2）サービスの提供
①　ご利用者様は介護予防サービス・支援計画書の作成にあたり、複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。
②　サービスの選択においては、サービス事業者等に関するサービス内容・利用料等の情報を適切に提供し、当該事業者をケアプランに位置づけた理由についてもご説明いたします。
（3）医療機関との連携
ご利用者様が病院等に入院する際には、退院後の円滑な在宅生活への支援につなぐ為、医療機関と早期から連携し、ご自宅での日常生活のご様子やサービス利用状況、入院中のご病状等を互いに共有することが重要です。
入院する必要が生じた際には担当の包括支援センター職員もしくは介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関にお伝えください。
（4）サービスの終了
①　ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合：文書でお申し出くだされればいつでも解約できます。
②　当事業所の都合でサービスを終了する場合：人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の指定介護予防支援事業者をご紹介いたします。
③　自動終了：以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
・要介護認定を受けた場合や要支援認定が受けられなかった場合
・ご利用者様がお亡くなりになった場合
④　その他：ご利用者様やご家族などが当事業所や当事業所の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合にも地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

6　業務継続に向けた取り組みについて
感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を作成し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、当事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7　虐待の防止について
当事業所はご利用者様の人権の擁護・虐待の防止のために研修等を通じて、当事業所職員の人権意識の向上や対人援助に関する知識・技術の向上に努めます。また、ご利用者様に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

8　当事業所の介護予防支援の特徴等
（1）運営の方針
①　「できるだけ介護状態にならない」・「悪化しない」を目標に、いつまでも「自分らしい生活」を送れるように適切なサービス計画を作成します。
②　サービス提供事業者の選択は、利用者の意向に添いながら公正・公平な立場から行います。

（2）　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施概要等
東京都様式を用い、自立支援に向けて利用者・家族のニーズに合った介護予防及び第１号事業を計画します。なお、再委託する場合においては、当事業所で実施状況及びサービス計画の確認を行います。

9　サービス内容に関する苦情

（1）　当事業所ご利用者様相談・苦情担当

当事業所の介護予防支援に関するご相談、苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

【苦情受付担当者：山中　章江　　電話：０４２－４５１－５１２１または０４２－４７０－８１８６】

（2）　その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【東久留米市役所　介護福祉課　地域ケア係　　電話：０４２―４７０―７７７７】

１０　当法人の概要

・名称・法人種別　　社会福祉法人　三育ライフ

・代表者役職氏名　　理事長　東海林　正樹

・法人所在地・電話番号　　東京都東久留米市南沢５―１８―３６（電話：０４２－４６７－１５６１）

・本事業所の所在地　　東京都東久留米市南沢５－１８－３６（電話：０４２－４５１－５１２１）
東京都東久留米市幸町１－１９－５　（電話：０４２－４７０－８１８６）
責任者氏名　山中　章江

・定款の目的に定めた事業

1　特別養護老人ホームの設置・経営
2　ショートステイの設置・経営
3　デイサービスの設置・経営
4　ホームヘルプサービスの設置・経営
5　居宅支援事業所の設置・経営
6　地域包括支援センターの受託・経営
7　生活支援事業の受託・経営
8　認知症対応型共同生活介護事業所の受託・経営
9　重症心身障害児通所施設の受託・経営
10　障害福祉サービス事業所の設置・経営

年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　　東久留米市中部地域包括支援センター
事業者番号　　１３０４８０００３８
所在地　　東京都東久留米市幸町１―１９―５
代表者氏名　　理事長　東海林　正樹

説明者・担当職員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

利用者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

介護予防支援及び
介護予防ケアマネジメント
重要事項説明書

社会福祉法人　三育ライフ

東久留米市中部地域包括支援センター